

臨床修練制度の拡充

(外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律 平成26年10月1日施行)

特例措置前

- 臨床修練制度の許可の有効期間が最長2年間とされており、十分な臨床教育を受けられない可能性がある。
- 臨床修練制度については、当事者から「手続きが煩雑」「要件が厳しすぎる」等の指摘がなされている。
- 医療研修を目的として来日した外国の医師に限って診療を行うことが認められている。
(規制の根拠)
医師法第17条等の特例等に関する法律

ニーズ

- 教授・臨床研究を目的として来日する外国医師について、当該外国医師や受入病院が一定の要件を満たす場合には、診療を行うことを容認してほしい。さらに、臨床修練制度の有効期間は最長2年間であるが、一定の場合には更新を認める。また、受入病院や指導医に関する手続きの簡素化・要件の緩和を行う。

特例措置

許可年限の弾力化

正当な理由があると認められる場合、最長2年間の有効期間の更新が1回に限り認められ、有効期間が最長4年間まで可能となった。

要件の緩和

厚労大臣指定病院のみ受入可能だったが、厚労大臣指定病院との連携体制確保病院でも受入可能になった。

厚労大臣認定医だけでなく、受入病院選任医でも指導医になれるようになった。

外国人医師の使用言語が指定されていたが、使用言語の指定が解除された。

教授・臨床研究における診療の容認

教授・臨床研究を目的として来日する外国医師について、当該外国医師や受入病院が一定の要件を満たす場合には、診療を行うことを容認された。

効果

- 医療分野における国際交流の進展と発展途上国の医療水準の向上に寄与。